

# 条例の構造（修正案 ver. 2）

## 1 前文

## 2 総則

- (1) 目的
- (2) 条例の位置付け
- (3) 定義
- (4) 基本理念
- (5) 基本原則
  - ① 情報共有の原則
  - ② 市民参画の原則
  - ③ 協働の原則

## 3 市民・議会・行政→議会の役割と責務

### 市民の役割と責務

- (1) 市民参加参画の権利
- (2) 権利の行使と責任の履行
- (3) 市民の知る権利

### 議会の役割と責務

- (1) 議会の責務
- (2) 開かれた議会
- (3) 議員の責務
- (4) 議員の情報公開
- (5) 議員の研鑽

### 行政の役割と責務

- (1) 市長の責務
- (2) 職員倫理と意識

## 4 基本原則に基づく自治運営の制度等

### 情報共有による自治運営

- (1) 情報公開制度
- (2) 個人情報保護

### 市民参画・協働による自治運営

- (1) 市政への市民参加参画の機会推進
- (2) パブリックコメント手続
- (3) 附属機関等の委員の公募
- (4) 住民投票
- (5) 協働のパートナーの育成

### 自治運営の基本的事項

- (1) 行政組織の編成
- (2) 要望・苦情への対応
- (3) 行政の説明責任
- (4) 安全安心の優先確保
- (5) 外部監査・行政評価
- (6) 財政運営
- (7) 総合計画の位置付け

## 5 連携と協力, 改正等

- (1) 国や他の地方公共団体との協力
- (2) 本条例の進捗管理
- (3) 改正・見直し